

# 【鉱泉浴場経営申告書の記載について】

## 鉱泉浴場経営申告書

年 月 日

横浜市長

申告者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称、代表者氏名〕

次のとおり、横浜市市税条例第128条の規定により申告します。

鉱泉浴場	所在地			
	名称		電話番号	
①	開始年月	①-1	年	日
②	【鉱泉施設の区分】	<input type="checkbox"/> 公衆浴場 ( <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> 公衆浴場以外 ( <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> その他 )		
	客室数	【鉱泉施設の利用について】 ※上記の区分で「公衆浴場（一般）」以外にチェックした施設についてご記入ください。 ※施設の種類の種類： 鉱泉浴場の利用者：		
④	【料金について】	施設の利用者に鉱泉浴場を利用する際に <input type="checkbox"/> 料金を設定している (利用料金がわかる書類を添付していただくか、備考欄にご記入ください) <input type="checkbox"/> 無償で提供している		
	備考			

- (注意) 1 申告事項に異動があったときは、この様式に準じて申告してください。  
 2 鉱泉浴場の名称は、屋号等を記載してください。  
 3 客室数には、各室ごとの畳数を記載してください。

### 【利用料金が分かる書類の例】

- ・利用料金一覧表
- ・利用料金を掲載したホームページの写し
- ・パンフレットや広告チラシ
- ・発行している回数券、割引券や無料券の写し など

### 【鉱泉施設の区分】

- ① 公衆浴場営業許可を受けている場合は、「公衆浴場」にチェックしてください。
- ①-1 物価統制令の統制額の指定を受けている（銭湯の）場合は「一般」にチェックしてください。
- ①-2 ①-1以外の方は「その他」にチェックしてください。  
 ※公衆浴場営業許可を受けている、スーパー銭湯等の日帰り入浴施設、スポーツ施設、老人福祉施設はこちらに該当します。
- ② 公衆浴場の営業許可を受けていない場合は、「公衆浴場以外」にチェックしてください。
- ②-1 旅館業営業許可施設は「旅館業」にチェックしてください。なお、立ち寄り湯等をされていて公衆浴場の営業許可も受けている場合は①-2にもチェックしてください。
- ②-2 老人ホームなど老人福祉施設を運営されている場合は「老人福祉施設」にチェックしてください。
- ②-3 ②-1と②-2に該当しない施設は「その他」にチェックしてください。

### 【鉱泉施設の利用について】

- 【鉱泉施設の区分】で①-2、②-1、②-2、②-3にチェックした方はこちらの項目を回答ください。
- ③ 「施設の種類の種類」には、営業している施設の主な業種を回答ください。  
 例：スーパー銭湯等の日帰り入浴施設、スポーツ施設、医療提供施設、特別養護老人ホーム、マンション管理組合など  
 ※入浴施設が主な業種以外の方も鉱泉浴場をお持ちのため、どのような施設か具体的に記載いただくようお願いいたします。
- ④ 「鉱泉浴場の利用者」には、鉱泉浴場を利用するのはどのような方かご記入ください。  
 例：入浴施設が主な業種であれば施設の利用者、スポーツ施設・老人福祉施設であれば施設の利用者やその家族や周辺の居住の人など、マンション管理組合であればマンションの住民や周辺居住者など

### 【料金について】

- ・ 鉱泉浴場の利用にあたって料金が発生している場合は「料金を設定している」にチェックし、利用料金がわかる書類を添付もしくは備考欄に記載してください。
- ・ 曜日や利用方法で複数の料金プランが設定している場合は、すべてのプランを回答してください。記載が困難な場合は利用料金表一覧等を提出してください。
- ・ 物価統制令の統制額の指定をうけている（銭湯）の方は、備考に大人と子ども料金を記載してください。
- ・ 主な業種が入浴施設以外の業種（例：スポーツ施設や老人福祉施設等）で施設利用者が鉱泉浴場を利用するにあたり料金をとっていない場合は「無償で提供している」にチェックしてください。但し、施設利用者や施設利用者以外の方に別途料金を設定している場合は、「無償で提供している」には該当しません。